

平成 31 年度長崎地方裁判所並びに管内簡易裁判
所の裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及
び開廷日割（平成 31 年 4 月 1 日現在）

長 崎 地 方 裁 判 所

(平成31年4月1日現在)

第1 裁判官の配置

1 本 庁

(1) 特別部

| | | |
|-----|------------|---------|
| 裁判長 | 判 事 (所長) | 田 口 直 樹 |
| | 判 事 | 小 松 本 卓 |
| | 判 事 | 武 田 瑞 佳 |
| | 判 事 | 土 屋 犀 |
| | 判 事 | 堀 田 佐 紀 |
| | 判 事 | 堀 田 秀 一 |
| | 判 事 | 吉 岡 透 |
| | 判 事 補 (特例) | 小 島 務 |
| | 判 事 補 (特例) | 藤 丸 貴 久 |
| | 判 事 補 | 佐 野 東 吾 |
| | 判 事 補 | 松 本 恭 平 |

(2) 民事部

| | | |
|-----|------------|---------|
| 裁判長 | 判 事 (総括) | 武 田 瑞 佳 |
| | 判 事 | 土 屋 犀 |
| | 判 事 | 堀 田 秀 一 |
| | 判 事 補 (特例) | 小 島 務 |
| | 判 事 補 | 佐 野 東 吾 |
| | 判 事 補 | 松 本 恭 平 |

(3) 刑事部

| | | |
|-----|----------|---------|
| 裁判長 | 判 事 (総括) | 小 松 本 卓 |
| | 判 事 | 堀 田 佐 紀 |

| | | |
|-----------|-----------------|-------|
| | 判事補 | 松本恭平 |
| 2 大村支部 | | |
| | 判事(支部長) | 宮川広臣 |
| | 判事補(特例)(てん補) | 藤丸貴久 |
| 3 島原支部 | | |
| | 判事(支部長) | 古賀秀雄 |
| 4 佐世保支部 | | |
| (1) 民事部 | | |
| 裁判長 | 判事(総括) | 平井健一郎 |
| | 判事 | 小林麻子 |
| | 判事補(特例) | 高橋静子 |
| (2) 刑事部 | | |
| 裁判長 | 判事(支部長) | 中牟田博章 |
| | 判事 | 小林麻子 |
| | 判事補(特例) | 高橋静子 |
| 5 平戸支部 | | |
| | 判事(てん補) | 小林麻子 |
| 6 壱岐支部 | | |
| | 判事補(特例)(てん補) | 久田淳一 |
| 7 五島支部 | | |
| | 判事(支部長) | 賀嶋敦 |
| 8 巖原支部 | | |
| | 判事補(特例)(支部長) | 久田淳一 |
| 9 長崎簡易裁判所 | | |
| | 簡易裁判所判事(兼務、司掌者) | 田口直樹 |

| | | | | |
|--------------|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（兼務） | 小 | 松 | 本 | 卓 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 武 | 田 | 瑞 | 佳 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 土 | 屋 | | 毅 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 堺 | 田 | 佐 | 紀 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 堺 | 田 | 秀 | 一 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 吉 | 岡 | | 透 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 小 | 島 | | 務 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 藤 | 丸 | 貴 | 久 |
| 簡易裁判所判事 | 澤 | 谷 | 修 | 造 |
| 簡易裁判所判事 | 末 | 廣 | 元 | 保 |
| 簡易裁判所判事（てん補） | 菅 | | 浩 | 次 |

10 大村簡易裁判所

| | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（兼務，司掌者） | 宮 | 川 | 広 | 臣 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 日 | 高 | | 宏 |
| 簡易裁判所判事（てん補） | 菅 | | 浩 | 次 |

11 諫早簡易裁判所

| | | | | |
|---------|---|--|---|---|
| 簡易裁判所判事 | 菅 | | 浩 | 次 |
|---------|---|--|---|---|

12 島原簡易裁判所

| | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（兼務，司掌者） | 古 | 賀 | 秀 | 雄 |
| 簡易裁判所判事 | 日 | 高 | | 宏 |

13 佐世保簡易裁判所

| | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（兼務，司掌者） | 中 | 牟 | 田 | 博 | 章 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 平 | 井 | 健 | 一 | 郎 |

| | | | | |
|--------------|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（兼務） | 小 | 林 | 麻 | 子 |
| 簡易裁判所判事（兼務） | 高 | 橋 | 静 | 子 |
| 簡易裁判所判事 | 吉 | 村 | 寿 | 人 |
| 簡易裁判所判事（てん補） | 久 | 保 | 正 | 志 |
| 簡易裁判所判事（てん補） | 池 | 田 | 一 | 吉 |

14 平戸簡易裁判所

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事 | 久 | 保 | 正 | 志 |
|---------|---|---|---|---|

15 壱岐簡易裁判所

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 簡易裁判所判事 | 末 | 次 | 恭 |
|---------|---|---|---|

16 五島簡易裁判所

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（兼務） | 賀 | 嶋 | 敦 |
|-------------|---|---|---|

17 新上五島簡易裁判所

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事 | 池 | 田 | 一 | 吉 |
|---------|---|---|---|---|

18 厳原簡易裁判所

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（兼務） | 久 | 田 | 淳 | 一 |
|-------------|---|---|---|---|

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（てん補） | 末 | 次 | 恭 |
|--------------|---|---|---|

19 上県簡易裁判所

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 簡易裁判所判事（兼務） | 久 | 田 | 淳 | 一 |
|-------------|---|---|---|---|

第2 裁判事務の分配

1 本 庁

(1) 特別部

ア 民事事件の上告審からの差戻事件及び刑事事件の上訴審からの差戻事件、除斥、忌避申立事件、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第3条第1項の裁判員対象事件からの除外事件、同法第41条第3項及び第43条第3項の裁判員又は補充裁判員の解任事件、同法第35条（第38条第2項、第46条第2項、第47条第2項及び第9

2条第2項において準用する場合を含む。), 同法第42条及び第94条の異議申立事件, 令状請求事件(勾留に関する処分を含む。以下同じ。), 被疑者段階における国選弁護人選任請求事件, 刑事訴訟法第429条, 第430条の準抗告申立事件, 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)第34条又は第60条による鑑定入院命令等事務, 同法第72条第1項の不服申立事件, 同法第99条第6項の連戻状請求事件, 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下、「組織的犯罪処罰法」という。)第4章, 第6章の保全請求事件(裁判官として処理するものに限る。以下同じ。)及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びにこれらの例によるとされる国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の事件, 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件は, 特別部に分配する。

民事事件の上告審からの差戻事件及び刑事事件の上訴審からの差戻事件, 除斥, 忌避申立事件, 裁判員法第3条第1項の裁判員対象事件からの除外事件, 同法第41条第3項及び第43条第3項の裁判員又は補充裁判員の解任事件, 同法第35条(第38条第2項, 第46条第2項, 第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。), 同法第42条及び第94条の異議申立事件の分配及び合議体を構成する裁判官については, 所長が指名する。

令状請求事件, 被疑者段階における国選弁護人選任請求事件, 刑事訴訟法第429条, 第430条の準抗告申立事件, 医療観察法第34条又は第60条による鑑定入院命令等事務, 同法第72条第1項の不服申立事件, 同法第99条第6項の連戻状請求事件, 組織的な犯罪処罰法第4章, 第6章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに

これらの例によるとされる麻薬特例法の事件、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検検索許可状請求事件の分配については、別途定めるところによる。

イ 農事・鉱害調停事件は、

全 部 を 判 事 田 口 直 樹

に分配する。

ウ 犯罪捜査のための通信傍受に関する傍受の原記録の保管事務は、

全 部 を 判 事 小 松 本 卓

が処理する。

(2) 民事部

ア 特別部に分配する事件以外の民事合議事件及び人身保護事件は、合議部に分配する。ただし、人身保護事件について、緊急の事情がある場合には所長の指名する裁判官に分配する。

イ 民事単独訴訟事件は、

5分の2を 単独第1,3係(判 事 堀 田 秀 一)

5分の1を 単独第2係 (判事補 (特例) 小 島 務)

5分の1を 単独第4係 (判 事 武 田 瑞 佳)

5分の1を 単独第5係 (判 事 土 屋 育)

にそれぞれ分配する。

ウ 民事執行、民事保全、破産、会社更生、民事再生、借地非訟、調停（農事・鉱害調停を除く。）、過料、民事非訟、公示催告、労働審判、商事非訟、船舶所有者等責任制限手続、油濁損害賠償責任制限手続、配偶者暴力に関する保護命令手続、共助及び雑の各事件は、民事部に配布し、これらの事件の民事部裁判官に対する事務分配は、同部の定めるところによる。

(3) 刑事部

ア 特別部に分配する事件以外の刑事合議事件（医療観察法第41条第1項

の合議体による審理を含む。) は、合議部に分配する。

イ 単独の公判事件は、

10分の6を 単独第1係 (判事) 堀田佐紀)

10分の4を 単独第2係 (判事) 小松本卓)

にそれぞれ分配する。

ウ 再審請求、共助、刑事訴訟法第226条及び第227条第1項の証人尋問請求、証拠保全請求、刑事和解に関する申立てで民事雑事件に該当するもの、刑の執行猶予取消請求、訴訟費用執行免除申立、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担請求、刑事補償請求、費用補償請求、組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求及び同法第65条第1項の取消請求並びにこれらの例によるとされる麻薬特例法の審査請求及び取消請求、医療観察法による審判申立、検察審査会法第41条の9第1項の弁護士の指定の各事件、その他の請求事件は、刑事部に配布し、これらの事件の刑事裁判官に対する事務分配は、同部の定めるところによる。

2 大村支部

(1) 民事訴訟事件は、

3分の2を 判事 宮川広臣

3分の1を 判事補 (特例) (てん補)

藤丸貴久

にそれぞれ分配する。

(2) (1)を除く民事事件は、

全部を 判事 宮川広臣

に分配する。

(3) 刑事事件は、

5分の4を 判事補 (特例) (てん補)

藤丸貴久

5分の1を 判事 宮川広臣

にそれぞれ分配する。

3 島原支部

民・刑事事件は、

全 部 を 判事 古賀秀雄

に分配する。

4 佐世保支部

(1) 民事部

ア 民事裁定合議事件並びに人身保護、会社更生、企業担保権実行、船舶所有者等責任制限手続及び油濁損害賠償責任制限手続の各事件は、

全 部 を 合議部

に分配する。ただし、人身保護事件について、緊急の事情がある場合には所長の指名する裁判官に分配する。

イ 民事単独訴訟事件は、

5分の2を 単独第1係(判事) 平井健一郎)

5分の2を 単独第2係(判事) 小林麻子)

5分の1を 単独第3係(判事補(特例)) 高橋静子)

にそれぞれ分配する。ただし、破産関係訴訟事件は、全部を判事小林麻子に分配する。

ウ 民事執行事件は、

5分の2を 判事 平井健一郎

5分の1を 判事 小林麻子

5分の2を 判事補(特例) 高橋静子

にそれぞれ分配する。

エ 民事保全事件及び起訴命令申立事件は、

全 部 を 判事補(特例) 高橋静子

に分配する。

オ 破産、民事再生、及び特別清算の各事件は、

全 部 を 判 事 平 井 健 一 郎

に分配する。

カ 保全異議及び保全取消しの各事件並びに調停事件（自序調停は除く。）

は、

全 部 を 判 事 平 井 健 一 郎

に分配する。ただし、保全異議及び保全取消しの各事件について、保全命令に対応する本案訴訟が提起後で、その訴訟を判事平井健一郎が単独で担当する場合は、判事小林麻子に分配する。

キ 非訟（特別清算を除く。）、公示催告、過料及び仮登記仮処分命令の各事件は、

全 部 を 判 事 小 林 麻 子

に分配する。

ク 共助事件及び訴え提起前の証拠保全その他の雑事件（基本事件があるものを除く。）は、

全 部 を 判事補（特例）高 橋 静 子

に分配する。

ケ 除斥、忌避事件は、合議部に分配する。

コ 再審事件（準再審を含む。）は、原裁判をした係に分配する。

サ 保護命令事件は、

4 分の 1 を 判 事 中 牟 田 博 章

4 分の 1 を 判 事 平 井 健 一 郎

4 分の 1 を 判 事 小 林 麻 子

4 分の 1 を 判事補（特例）高 橋 静 子

にそれぞれ分配する。

(2) 刑事部

ア 刑事合議事件（エ、オに規定するものを除く。）は、

全 部 を 合 議 部

に分配する。

イ 単独の公判事件及び刑の執行猶予取消請求事件は、

全 部 を 判 事 中牟田 博 章

に分配する。

ウ 訴訟費用執行免除申立事件、刑事補償及び費用補償の各請求事件、その

他の請求は、原裁判又は無罪の裁判を言い渡した裁判所が合議部である場合
合は合議部に、単独係である場合は判事中牟田博章に分配する。

エ 刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担請求事件は、

全 部 を 判 事 中牟田 博 章

に分配する。

オ 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求事件及び同法第65条第1

項の取消請求事件並びにこれらの例によるとされる麻薬特例法の審査請求
事件及び取消請求事件、刑事訴訟法第429条の準抗告申立事件並びに忌
避申立事件は、合議部に分配する。

カ 刑事訴訟法第262条の起訴強制事件は、合議部に分配する。ただし、

その場合の合議体は、次の裁判官によって構成する。

裁判長 判 事 平 井 健 一 郎

判 事 小 林 麻 子

判 事 補 (特例) 高 橋 静 子

キ 再審請求事件は、ウの例による。

ク 刑事訴訟法第430条の準抗告申立事件、共助事件及び雑事件（基本事
件があるものを除く。）並びに医療觀察法第34条又は第60条による鑑定
入院命令等事務（ただし、勤務時間内に限る。）及び児童虐待の防止等に關

する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件は、

全 部 を 判事補（特例） 高 橋 静 子

に分配する。

ケ 組織的犯罪処罰法第4章、第6章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件、同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件並びにこれらの例によるとされる麻薬特例法の事件、執務時間中の令状事件（勾留に関する処分を含む。）、証人尋問請求事件及び証拠保全請求事件、検察審査会法第41条の9第1項の弁護士の指定に関する事件は、

公判が合議事件になるものを 判 事 平 井 健 一 郎

それ以外のものを 判事補（特例） 高 橋 静 子

にそれぞれ分配する。

コ 執務時間外の令状請求事件（勾留に関する処分及び医療観察法の鑑定入院命令事務を含む。）及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件並びに被疑者段階における国選弁護人選任請求事件は、佐世保支部所属の裁判官に分配する。分配する事件の種類、順序等は、別途定めるところによる。

5 平戸支部

民・刑事事件は、

全 部 を 判 事（てん補） 小 林 麻 子

に分配する。

6 壱岐支部

民・刑事事件は、

全 部 を 判事補（特例）（てん補） 久 田 淳 一

に分配する。

7 五島支部

民・刑事事件は、

全 部 を 判 事

賀 嶋

敦

に分配する。

8 岐原支部

民・刑事事件は、

全 部 を 判事補（特例）

久 田 淳

一

に分配する。

9 長崎簡易裁判所

(1) 民事事件

ア 通常訴訟事件（手形訴訟及び小切手訴訟事件を含む。）は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造

2分の1を 簡易裁判所判事 末 廣 元 保

にそれぞれ分配する。

イ 少額訴訟事件は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造

2分の1を 簡易裁判所判事 末 廣 元 保

にそれぞれ分配する。

ウ 保全処分事件（異議・取消しその他口頭弁論を開く事件を含む。）は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造

2分の1を 簡易裁判所判事 末 廣 元 保

にそれぞれ分配する。

エ 調停事件は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造

2分の1を 簡易裁判所判事 末 廣 元 保

にそれぞれ分配する。

オ 公示催告事件及び過料事件は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造
2分の1を 簡易裁判所判事 末 廣 元 保

にそれぞれ分配する。

カ 即決和解事件、共助事件、少額債権執行に関する事件、借地非訟事件及びその他の雑事件は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造
2分の1を 簡易裁判所判事 末 廣 元 保
にそれぞれ分配する。

(2) 刑事事件

ア 公判事件（略式命令に対する正式裁判請求事件を含む。）は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造
2分の1を 簡易裁判所判事 末 廣 元 保
にそれぞれ分配する。

ただし、簡易裁判所判事澤谷修造がした略式命令に対する正式裁判請求事件は簡易裁判所判事末廣元保に、簡易裁判所判事末廣元保がした略式命令に対する正式裁判請求事件は簡易裁判所判事澤谷修造に、それぞれ分配する。

イ 再審請求事件は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造
2分の1を 簡易裁判所判事 末 廣 元 保
にそれぞれ分配する。

ただし、有罪の言渡しをした確定判決が、簡易裁判所判事澤谷修造の事件である場合は簡易裁判所判事末廣元保に、簡易裁判所判事末廣元保の事件である場合は簡易裁判所判事澤谷修造に、それぞれ分配する。

ウ 略式事件（即日処理を除く。）は、

12分の5を 簡易裁判所判事 澤 谷 修 造

12分の5を 簡易裁判所判事 末廣元保
12分の2を 簡易裁判所判事（てん補）菅浩次

にそれぞれ分配する。

エ 在庁略式事件は、

12分の5を 簡易裁判所判事 澤谷修造
12分の5を 簡易裁判所判事 末廣元保
12分の2を 簡易裁判所判事（てん補）菅浩次

にそれぞれ分配する。

オ 即日処理略式事件は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤谷修造
2分の1を 簡易裁判所判事 末廣元保

にそれぞれ分配する。

カ その他の事件（キを除く。）は、

2分の1を 簡易裁判所判事 澤谷修造
2分の1を 簡易裁判所判事 末廣元保

にそれぞれ分配する。

キ 令状請求事件（勾留に関する処分を含む。）、被疑者段階における国選弁護人選任請求事件及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件は、長崎簡易裁判所（てん補者を含む。）及び長崎地方裁判所本庁に勤務する簡易裁判所判事（兼務者を含み、所長を除く。）に分配する。

分配する事件の種類、分配する順序等は、別途定めるところによる。

10 大村簡易裁判所

(1) 民事事件は、

調停事件及び過料事件を除く全部を

簡易裁判所判事（兼務） 日高宏

調停事件及び過料事件を

簡易裁判所判事（てん補）菅 浩 次

にそれぞれ分配する。

(2) 刑事事件（略式命令及び令状請求事件を除く。）は、

全 部 を 簡易裁判所判事（兼務） 日 高 宏
に分配する。

(3) 略式命令事件（在庁略式命令事件を除く。）は、

全 部 を 簡易裁判所判事（てん補） 菅 浩 次
に分配する。

(4) 略式命令に対する正式裁判請求事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事（兼務） 宮 川 広 臣
に分配する。

(5) 令状請求事件（勾留に関する処分を含む。）、被疑者段階における国選弁護人選任請求事件及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件及び在庁略式命令事件は、簡易裁判所判事（兼務）宮川広臣、簡易裁判所判事（兼務）日高宏及び簡易裁判所判事（てん補）菅浩次に分配する。

分配する事件の種類、順序等は、簡易裁判所判事（兼務）宮川広臣、簡易裁判所判事（兼務）日高宏及び簡易裁判所判事（てん補）菅浩次が別途協議して定める。

11 諫早簡易裁判所

民・刑事事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事 菅 浩 次
に分配する。

12 島原簡易裁判所

(1) 民事事件

ア 調停事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事 日 高 宏

に分配する。

イ 少額訴訟事件（通常訴訟へ移行したものも含む。）は、

全 部 を 簡易裁判所判事 日 高 宏

に分配する。

ウ 通常訴訟事件（手形訴訟及び小切手訴訟事件を含む。）は

全 部 を 簡易裁判所判事 日 高 宏

に分配する。

エ 即決和解事件、公示催告事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事 日 高 宏

に分配する。

オ 上記アないしエ以外の民事事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事（兼務） 古 賀 秀 雄

に分配する。

(2) 刑事事件（略式命令及び令状請求事件を除く。）は、

全 部 を 簡易裁判所判事（兼務） 古 賀 秀 雄

に分配する。

(3) 略式命令事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事 日 高 宏

に分配する。

(4) 令状請求事件（勾留に関する処分を含む。）及び被疑者段階における国選弁護人選任請求事件は、簡易裁判所判事（兼務）古賀秀雄及び簡易裁判所判事日高宏に分配する。

分配する事件の種類、順序等は簡易裁判所判事（兼務）古賀秀雄と簡易裁判所判事日高宏が別途協議して定める。

13 佐世保簡易裁判所

(1) 民事事件

ア 通常訴訟事件（手形訴訟及び小切手訴訟事件を含む。）は、

5分の3を 簡易裁判所判事 吉 村 寿 人

5分の2を 簡易裁判所判事（てん補）久 保 正 志

にそれぞれ分配する。

イ 少額訴訟事件は、

5分の3を 簡易裁判所判事 吉 村 寿 人

5分の2を 簡易裁判所判事（てん補）久 保 正 志

にそれぞれ分配する。

ウ 調停事件は、

2分の1を 簡易裁判所判事 吉 村 寿 人

2分の1を 簡易裁判所判事（てん補）久 保 正 志

にそれぞれ分配する。

エ 過料事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事（てん補）池 田 一 吉

に分配する。

オ 即決和解事件、民事保全事件、借地非訟事件、共助事件、公示催告事件、少額訴訟債権執行に関する事件及びその他雑事件（基本事件があるものを除く。）は、

全 部 を 簡易裁判所判事 吉 村 寿 人

に分配する。

(2) 刑事事件

ア 公判事件及びその他の事件（イないしオに規定するものを除く。）は、

全 部 を 簡易裁判所判事（てん補）池 田 一 吉

に分配する。ただし、再審請求事件は、原裁判をしたのが簡易裁判所判事

(てん補) 池田一吉であるときは、簡易裁判所判事吉村寿人に分配する。

イ 略式命令に対する正式裁判請求事件は、簡易裁判所判事（兼務）中牟田博章に分配する。

ウ 略式事件（即日処理略式事件を除く。）は、

3分の2を 簡易裁判所判事 吉 村 寿 人

3分の1を 簡易裁判所判事（てん補）池 田 一 吉

にそれぞれ分配する。

エ 即日処理略式事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事 吉 村 寿 人

に分配する。

オ 令状請求事件（勾留に関する処分を含む。）、被疑者段階における国選弁護人選任請求事件及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件は、佐世保簡易裁判所所属の裁判官（兼務者を含む。）及びてん補裁判官に分配する。分配する事件の種類、順序等は、別途定めるところによる。

14 平戸簡易裁判所

民・刑事事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事 久 保 正 志

に分配する。

15 壱岐簡易裁判所

民・刑事事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事 末 次 恭

に分配する。

16 五島簡易裁判所

民・刑事事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事（兼務）賀 嶋 敦

に分配する。

17 新上五島簡易裁判所

民・刑事事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事 池 田 一 吉

に分配する。

18 厳原簡易裁判所

(1) 民・刑事事件（令状請求事件（勾留に関する処分を含む。）及び被疑者段階における国選弁護人選任請求事件を除く。）は、

全 部 を 簡易裁判所判事（兼務）久 田 淳 一

に分配する。

(2) 令状請求事件（勾留に関する処分を含む。）及び被疑者段階における国選弁護人選任請求事件は、

15分の13を 簡易裁判所判事（兼務）久 田 淳 一

15分の 2を 簡易裁判所判事（てん補）末 次 恭

に分配する。

19 上県簡易裁判所

民・刑事事件は、

全 部 を 簡易裁判所判事（兼務）久 田 淳 一

に分配する。

第3 代理順序

1 本 庁

(1) 裁判事務

ア 裁判長に差し支えがあるときは、特別部では判事小松本卓、判事武田瑞佳の順で代理し、民事部では判事土屋毅が、刑事部では判事堀田佐紀がそれぞれ代理し、さらに差し支えがあるときは所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

イ 各部の裁判官に差し支えがあるときは、それぞれの部の他の裁判官（所長を除く。）が代理し、さらに差し支えがあるときは、本庁の他の裁判官が代理する。

(2) 司法行政事務

ア 所長に差し支えがあるときは、判事小松本卓、判事武田瑞佳の順で代理し、さらに差し支えがあるときは、本庁に専ら勤務する裁判官（判事補の職権の制限を受ける判事補を除く。）が席次に従って代理する。

イ 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、それぞれの部の上席の裁判官又は所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

2 大村支部

(1) 裁判事務

裁判官に差し支えがあるときは、判事宮川広臣と判事補（特例）（てん補）藤丸貴久が相互に代理し、両名にさらに差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

(2) 司法行政事務

支部長に差し支えがあるときは、判事補（特例）（てん補）藤丸貴久又は所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

3 島原支部

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

4 佐世保支部

(1) 裁判事務

ア 裁判長に差し支えがあるときは、判事中牟田博章と判事平井健一郎が相互に代理し又は判事小林麻子及び判事補（特例）高橋静子が順次代理する。

イ 各部の裁判官に差し支えがあるときは、それぞれの部の他の裁判官が代理し、さらに差し支えがあるときは、佐世保支部勤務の他の裁判官、所長

の指名する本庁の裁判官の順で代理する。

(2) 司法行政事務

ア 支部長に差し支えがあるときは、同支部勤務の裁判官（判事補の職権の制限を受ける判事補を除く。）が席次に従って代理する。

イ 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、それぞれの部の上席の裁判官又は支部長の指名する他の裁判官（判事補の職権の制限を受ける判事補を除く。）が、さらに差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

5 平戸支部

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する佐世保支部の裁判官が代理する。

6 壱岐支部

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

7 五島支部

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

8 厳原支部

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

9 長崎簡易裁判所

(1) 裁判事務

各事件担当の裁判官に差し支えがあるときは、司法行政事務掌理裁判官の指名する長崎簡易裁判所の裁判官が代理する。

(2) 司法行政事務

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、長崎簡易裁判所の裁判官（兼務者及びてん補者を除く。）が席次に従って代理する。

10 大村簡易裁判所

(1) 裁判事務

ア 各事件担当の裁判官に差し支えがあるときは、大村簡易裁判所の裁判官が相互に代理する。

イ 大村簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、長崎簡易裁判所の藤丸貴久裁判官又は諫早簡易裁判所の裁判官が代理する。

(2) 司法行政事務

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、その他の大村簡易裁判所の裁判官が代理し、さらに同裁判官に差し支えがあるときは、諫早簡易裁判所の裁判官が代理する。

11 謤早簡易裁判所

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する長崎簡易裁判所の裁判官が代理する。

12 島原簡易裁判所

(1) 裁判事務

ア 各事件担当の裁判官に差し支えがあるときは、島原簡易裁判所の裁判官が相互に代理する。

イ 島原簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する長崎簡易裁判所の裁判官が代理する。

(2) 司法行政事務

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、その他の島原簡易裁判所の裁判官が代理し、さらに同裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する長崎簡易裁判所の裁判官が代理する。

13 佐世保簡易裁判所

(1) 裁判事務

各事件担当の裁判官に差し支えがあるときは、司法行政事務掌理裁判官の指名する佐世保簡易裁判所の裁判官（てん補裁判官を含む。）が代理する。

(2) 司法行政事務

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、その他の佐世保簡易裁判所の裁判官（兼務者及びてん補裁判官を除く。）が席次に従って代理する。

14 平戸簡易裁判所

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する佐世保簡易裁判所の裁判官が代理する。

15 壱岐簡易裁判所

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、厳原簡易裁判所の裁判官が代理する。

16 五島簡易裁判所

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、新上五島簡易裁判所の裁判官が代理する。

17 新上五島簡易裁判所

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、五島簡易裁判所の裁判官が代理する。

18 厳原簡易裁判所及び上県簡易裁判所

裁判事務及び司法行政事務

裁判官に差し支えがあるときは、壹岐簡易裁判所の裁判官が代理する。

19 てん補する裁判官及び1から18までの定めによって代理する裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がてん補し、又は代理する。

第4 開廷日割

1 本 庁

| | |
|--------|---------|
| 特 別 部 | 隨 時 |
| 民 事 部 | |
| 合 議 A係 | 月, 火 |
| 合 議 B係 | 月, 火 |
| 单独第1係 | 水, 木, 金 |
| 单独第2係 | 水, 木 |
| 单独第3係 | 水, 木, 金 |
| 单独第4係 | 水, 金 |
| 单独第5係 | 木, 金 |
| 刑 事 部 | |
| 合 議 部 | 火, 水, 木 |
| 单独第1係 | 火, 金 |
| 单独第2係 | 火, 金 |

2 大村支部

| | |
|-----|---------|
| 民 事 | 火, 水, 木 |
| 刑 事 | 月, 金 |

3 島原支部

| | |
|-----|------|
| 民 事 | 月, 水 |
| 刑 事 | 木 |

4 佐世保支部

| | |
|-------|------|
| 民 事 部 | |
| 合 議 部 | 月, 水 |
| 单独第1係 | 木 |
| 单独第2係 | 火 |

单独第3係 月

刑 事 部

合 議 部 月，水

单 独 水，木

5 平戸支部

民事・刑事 木，第二，第四金

6 壱岐支部

民 事 隔週水，木，金

刑 事 隔週木又は水

7 五島支部

民 事 木

刑 事 水

8 厳原支部

民事・刑事 月，火

9 長崎簡易裁判所

民 事

澤谷裁判官 火，木

末廣裁判官 月，水

刑 事

澤谷裁判官 月，金

末廣裁判官 月，金

10 大村簡易裁判所

民 事 木

刑 事 水

11 諫早簡易裁判所

民 事 火

民事（少額訴訟事件） 水

刑 事 水

12 島原簡易裁判所

民 事 火

刑 事 木

13 佐世保簡易裁判所

民 事

吉村裁判官 火

久保裁判官 木，第二，第四金

刑 事

池田裁判官 隔週月，火

14 平戸簡易裁判所

民事・刑事 水

15 壱岐簡易裁判所

民 事 火

刑 事 隔週木又は水

16 五島簡易裁判所

民 事 木

刑 事 水

17 巖原簡易裁判所

民事・刑事 月，火

18 新上五島簡易裁判所

民事・刑事 隨時

19 上県簡易裁判所

民事・刑事 隨時

以上のほか、各裁判所は事務の都合により臨時開廷する。